

令和5年度総合評価落札方式の評価項目の見直しについて

1 見直し方針

建設産業の担い手の育成・確保や働き方改革，生産性向上を促進するため，現場を支える技能者の活用や週休二日施工実績，ICT活用の評価を新設・拡大などにより，さらなる品質確保の向上と建設産業の持続可能な環境整備の促進を図りたい。

2 対象工事

令和5年度の対象工事は，次のとおりとする。

工種等	対象工事
一般土木工事（5千万円～1億3千万円）	全工事
〃（1億3千万円～3億円）	全工事
〃（3億円～WTO）	全工事
海上工事（5千万円～3億円）	全工事
〃（3億円～WTO）	全工事
橋梁上部工（PC）（5千万円～WTO）	全工事
橋梁上部工（鋼橋）（5千万円～WTO）	全工事
建築一式（5千万円～3億円）	全工事
〃（3億円～WTO）	全工事

3 主な見直し内容

- 1) 登録基幹技能者活用の評価（全工事）**新設**
- 2) ・週休二日及びICT活用，建設キャリアアップシステム活用における評価対象者や評価点の拡大
（一般土木工事・海上工事・橋梁上部工工事）**拡大**
・週休二日の施工実績の評価（建築一式工事）**新設**※
- 3) 障害者，高齢者雇用・鹿児島県協力雇用主協会への登録の評価
（建築一式工事）**拡大**※
- 4) 応急危険判定士の資格保有の評価（建築一式工事）**新設**※

※については，令和4年度を周知期間とし，令和5年度から実施する項目

1) 登録基幹技能者活用の評価の新設

○全工事において、当該工事へ登録基幹技能者の活用することを評価し、建設産業の担い手の育成や工事目的物の品質の向上を図る。

【内容】

- ・当該工事に該当する工種の登録基幹技能者の活用について、活用計画書と誓約書を提出することで評価。
- ・活用が確認できなかった場合は、工事成績評定より－2点減点。

令和4年3月31日現在

登録基幹技能者数									
全国	九州全体	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県	大分県	沖縄県	鹿児島県
79,938	9,258	2,812	535	1,561	1,324	753	1,076	1,542	1,197

【登録基幹技能者】

10年以上の経験に加え、職長として3年以上の経験を有するなど、豊富な知識・経験を有し、建設現場での技能労働者の総括職長として、安全管理・品質管理等の横断的な調整・指導を行う専門工事業団体の資格認定を受けた者。

【登録基幹技能者講習の種類】

40工種（下線は鹿児島県で登録のある工種で31工種）

電気工事、橋梁、造園、圧送、防水、トンネル、塗装、左官、機械土工
 海上起重、PC、鉄筋、圧接、型枠、配管、鳶土工、切断穿孔、内装仕上、SCW、エクステ、板金、外壁、ダクト、保温保冷、グラウト、冷凍空調
 運動施設、基礎工、タイル、標識路面、消火設備、建築大工、硝子工事、ALC、土工、ウレタン、発破・破砕、建築測量、解体、圧入工

2) 週休二日及びICT活用の施工実績の評価対象者・評価点の拡大

- ・一般土木工事・海上工事・橋梁上部工工事において、週休二日及びICT活用、建設キャリアアップ活用などの評価点を見直す。また、JV工事については、評価対象者をこれまで代表者のみとしていたが、代表者以外の構成員も追加し、建設産業の働き方改革を促進する。
- ・建築一式工事においても、過去3年間の週休二日の施工実績の評価を追加し、建設産業の働き方改革を促進する。（令和4年度に周知）

【見直し内容】

建築以外の工事（単体工事）

【現行】		【見直し案】	
0.5 点を上限	前年度週休二日県内施工実績 4 週 6 休 (0.1) 4 週 7 休 (0.2) 4 週 8 休 (0.3) 鹿児島県の発注工事	1.0 点を上限	前年度週休二日県内施工実績 4 週 6 休 (0.1) 4 週 7 休 (0.2) 4 週 8 休 (0.4) 鹿児島県の発注工事
	過去 2 年間 ICT 活用工事県内施工実績 簡易 ICT 活用 (0.2) 全面活用 (0.3) 鹿児島県の発注工事		過去 2 年間 ICT 活用工事県内施工実績 部分活用 (0.2) 全面活用 (0.4) 鹿児島県の発注工事
	建設キャリアアップシステム活用 登録(0.1) 当該工事運用(0.2) ※当該工事		建設キャリアアップシステム活用 登録(0.2) 当該工事運用(0.4) ※当該工事
	—		登録基幹技能者活用 活用あり (0.2) 活用なし (0.0) ※当該工事

建築以外の工事（JV工事）

【現行】		【見直し案】	
0.5 点を上限	【代表者】 前年度週休二日県内施工実績 4 週 6 休 (0.1) 4 週 7 休 (0.2) 4 週 8 休 (0.3) 鹿児島県の発注工事	2.0 点を上限	【代表者及び代表者以外の構成員】 前年度週休二日県内施工実績 4 週 6 休 (0.1) 4 週 7 休 (0.3) 4 週 8 休 (0.5) 鹿児島県の発注工事 各者の実績を評価
	【代表者】 過去 2 年間 ICT 活用工事県内施工実績 簡易 ICT 活用 (0.2) 全面活用 (0.3) 鹿児島県の発注工事		【代表者及び代表者以外の構成員】 過去 2 年間 ICT 活用工事県内施工実績 部分活用 (0.3) 全面活用 (0.5) 鹿児島県の発注工事 各者の実績を評価
	建設キャリアアップシステム活用 登録(0.1) 当該工事運用(0.2) ※当該工事		建設キャリアアップシステム活用 登録(0.3) 当該工事運用(0.5) ※当該工事 企業体として評価
	—		登録基幹技能者活用 活用あり (0.5) 活用なし (0.0) ※当該工事 企業体として評価

建築工事（単体工事）

【現行】		【見直し案】	
	—		過去3年間週休二日県内施工実績 4週6休(0.1) 4週7休(0.2) 4週8休(0.4) 鹿児島県の発注工事
0.2点	建設キャリアアップシステム活用登録(0.1) 当該工事運用(0.2) ※当該工事	0.6点を上限	建設キャリアアップシステム活用登録(0.2) 当該工事運用(0.4) ※当該工事
	—		登録基幹技能者活用 活用あり(0.2) 活用なし(0.0) ※当該工事

建築工事（JV工事）

【現行】		【見直し案】	
	—		【代表者】 過去3年間週休二日県内施工実績 4週6休(0.1) 4週7休(0.2) 4週8休(0.4) 鹿児島県の発注工事 代表者を評価
0.2点	建設キャリアアップシステム活用登録(0.1) 当該工事運用(0.2) ※当該工事	0.6点を上限	建設キャリアアップシステム活用登録(0.2) 当該工事運用(0.4) ※当該工事 企業体として評価
	—		登録基幹技能者活用 活用あり(0.2) 活用なし(0.0) ※当該工事 企業体として評価

3) 障害者、高齢者雇用・鹿児島県協力雇用主協会への登録の評価の拡大
(令和4年度に周知)

○建築一式工事において、障害者雇用，高齢者雇用，鹿児島県協力雇用主会への登録の評価を追加し，地域の雇用や支援体制を促進する。

【見直し内容】

【現行】		【見直し案】	
—	—	0.5点	障害者雇用，高齢者雇用，鹿児島県協力雇用主会への登録 実績なし (0.0) 1つの実績 (0.3) 2つ以上の実績 (0.5)

4) 被災建築物応急危険度判定士の資格保有の評価を新設
(令和4年度に周知)

○建築一式工事において，被災建築物応急危険度判定士の資格保有の評価を追加し，災害時の支援体制を拡充したい。(令和4年度に周知)

【見直し内容】

(5千万円以上3億円未満)

【現行】		【見直し案】	
2.0点	地域への貢献 ・過去5年間ボランティア実績 ・消防団員雇用 工事箇所の所在市町村で 2つ実績 (2.0) 1つ実績 (1.0) 所管区域内で 1つ実績 (0.5) なし (0.0)	3.0点	地域への貢献 ・過去5年間ボランティア実績 ・消防団員雇用 工事箇所の所在市町村で 2つ実績 (2.0) 1つ実績 (1.0) 所管区域内で 1つ実績 (0.5) なし (0.0) <u>被災建築物応急危険度判定士の雇用</u> <u>2名以上 (1.0)</u> <u>1名 (0.5)</u>

(3 億円以上WTO未満)

【現行】		【見直し案】	
上限 3.5 点	<p>【代表者及び構成員】 地域への貢献 ・過去5年間ボランティア実績 ・消防団員雇用</p> <p>工事箇所の所在市町村で 2つ実績 (1.5) 1つ実績 (1.0) 所管区域内で 1つ実績 (0.5) なし (0.0)</p>	上限 3.0 点	<p>【代表者及び構成員】 地域への貢献 ・過去5年間ボランティア実績 ・消防団員雇用</p> <p>工事箇所の所在市町村で 2つ実績 (1.5) 1つ実績 (1.0) 所管区域内で 1つ実績 (0.5) なし (0.0)</p> <p>【代表者及び構成員】 <u>被災建築物応急危険度判定士の雇用</u> <u>(代表者及び構成員との合計)</u> <u>3名以上(1.0)</u> <u>1~2名(0.5)</u></p>

3 その他内容

(令和4年に周知)

- 鹿児島県住宅供給公社の分譲宅地取得評価を廃止
(一般土木JV工事・海上JV工事・建築一式工事) **廃止**
 - ・ 建築一式において、熊毛地区及び大島地区での総合評価落札方式を実施
 - ・ 建築一式工事において、4千万円～5千万円の総合評価落札方式を終了。

- CPDS (CPD) の実績を評価する対象年度期間を2年から1年に
変更 (緩和措置を解除 (全工事)) **変更**

- 配置予定技術者の資格保有の評価点配分 (海上工事) **変更**
 - 令和4年度：水産工学技士又は海上工事施工管理技術者 0.5 点
 - ↓
 - 令和5年度：水産工学技士 0.4 点
海上工事施工管理技術者 0.1 点
 - ↓
 - 令和6年度：水産工学技士 0.25 点
海上工事施工管理技術者 0.25 点